

公益財団法人つなぐいのち基金

平成 28 年度第 1 回 理事会議事録

(みなし決議による臨時理事会)

- 1 開催場所 つなぐいのち基金 運営事務所 「三井第二別館 会議室」
- 2 決議があったとみなされた日時 平成 28 年 5 月 10 日
- 3 理事現在数及び定足数 現在数 6 名、定足数 4 名
- 4 出席理事 6 名 監事 1 名
(電磁的記録による出席) 鶴居代表理事 清水副理事長 安藤常任理事
豊住常務理事 伊藤理事 村尾理事 福岡監事
(議案説明及び報告) 豊住常務理事

5 議案

【決議事項】

第 1 号議案 内閣府公益認定等委員会への変更認定申請に関する承認について

議案資料 (別に Web ツール上の「理事会 (WEB 会議室) に添付)

- ① 変更認定申請_〔1〕変更の内容及び理由.pdf
- ② 変更認定申請_〔2〕事業の概要について.pdf
- ③ 公益財団法人つなぐいのち基金_定款_変更案.pdf
- ④ 定款変更新旧対比表_変更認定申請.pdf
- ⑤ 平成 28 年度事業計画書_変更認定申請.pdf
- ⑥ 平成 28 年度収支予算内訳書_変更認定.pdf

6 会議の概要

- (1) 定足数の確認 冒頭で豊住常務理事兼事務局長から定足数の充足を確認した。
- (2) 議案の審議状況及び議決結果 定款に基づき、鶴居代表理事が議長となり議案の審議に入った。

平成 28 年 4 月 28 日、代表理事 鶴居由記衣が理事の全員に対して上記の理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、平成 28 年 5 月 10 日、理事の全員から電磁的方法により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する第 96 条、および 公益財団法人つなぐいのち基金 定款 第 33 条 3 項に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったので、当該理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する第 96 条及び同法施行規則第 62 条において準用する第 15 条第 4 項第 1 号に基づき本議事録を作成した。

平成 28 年 5 月 10 日

公益財団法人つなぐいのち基金

議事録作成者 常務理事兼事務局長 豊住 吉弘